

Q. しいの木に 指定管理者制度を

A. 導入に向け検討している



おかじまさのぶ
岡島政信 議員

OKAJIMA Masanobu

町独自のコロナ対策

質疑あれこれ

臨時議会

一般質問

委員会視察

追跡



▲総合福祉センターしいの木



3つの総合福祉センターの事業の管理運営は。

総合福祉センターは、児童、高齢者、障がいを持つ方の福祉増進のほか、町民が相互に交流し、地域福祉社会を形成するために設置された社会福祉施設である。新型コロナウイルス感染症拡大を受け、総合福祉センターも閉館を余儀なくされたが一部では通常どおり開館され、日常生活における役割は非常に大きいと痛感した。今後、少子高齢化社会を迎えるなか、総合福祉センターで実施する福祉施策のさらなる充実が求められる。

そこで、現在の総合福祉センターの管理・運営方法や今後のあり方について聞く。



生活福祉部長

しいの木は、建物などの維持管理を総合福祉センターが行う。

児童センター、福祉コミュニティセンターの運営などを総合福祉センターが行う。なかよし会の運営は福祉課が行う。町社会福祉協議会は、福祉作業所の運営、介護予防事業、障がいを持つ方に対する相談支援事業などを行っている。

北館さざんかは、指定管理者である社会福祉法人檸檬会が、保育園、児童館など施設全体の管理と事業運営を行う。ただし、維持管理のうち、大規模工事などについては、児童館部分を総合福祉センター、保育園部分を福祉課がそれぞれ行う。

南館ひまわりは、建物などの維持管理を総合福祉センターが行う。児童館、福祉コミュニティセンターの運営などを総合福祉センターが、ひまわり園、ファミリー・サポート・センターを福祉課が行う。



しいの木には事務所内に町職員と社会福祉協議会職員が混在する。管理運営上の課題は。



生活福祉部長

混在による施設の維持管理に支障はない。

しかし、事業運営では指揮系統が複雑となり、連絡が不十分となることもある。

そこで、なかよし会の運営は福祉課、児童館の運営は総合福祉センターが行うので、運営主体を統一し、体制の見直しを図る必要があると感じている。



しいの木において、指定管理者制度の導入を検討しては。



生活福祉部長

町としては、総合福祉サービスの拠点として、事業のさらなる充実を図りたい。

また、しいの木内に成年後見センターの設置の準備を進めており、その運営を社会福祉協議会に委託したいと考えている。

質の高い効果的な福祉サービスを提供することができる社会福祉協議会に指定管理者として管理運営をお願いすることは、町として望ましいと考え、導入に向けて検討をしている。



▲しいの木の事務所